

「わがまち特例」による固定資産税等の特例措置について

(1) わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）

平成24年度税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、一定の範囲内で特例率を条例で決定できるようにする仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されました。

(2) わがまち特例が適用される資産

「わがまち特例」が適用される資産は下記一覧の通りで、税額等が軽減されます。  
 なお、対象となる資産をお持ちの方は、それを証明する届出書、許可書等の関係書類の写しをご提出ください。なお詳しくは、資産税課（償却資産については償却資産係、家屋については家屋係、土地については土地係）へお問い合わせください。

わがまち特例対象資産の一覧

特例対象資産	根拠規定 (地方税法)	本市市税条例にて定める 特例率	適用期間・適用対象	備考	問合せ先
汚水又は廃液の処理施設	附則 第15条 第2項 第1号	1/2 課税標準額	期限の定めなし 固定資産税（償却資産）	令和4年4月1日から令和8年 3月31日までの間に取得された もの。	償却 資産 係
再生可能エネルギー発電設備 (太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス)	附則 第15条 第25項 第1～3号	2/3・3/4・1/2 課税標準額	3年度分 固定資産税（償却資産）	令和4年4月1日から令和8年 3月31日までの間に取得された もの。発電設備の区分及び規模 によって特例率が異なります。	
浸水防止用設備	附則 第15条 第28項	2/3 課税標準額	5年度分 固定資産税（償却資産）	平成29年4月1日から令和8年 3月31日までの間に取得された もの。	
企業主導型保育事業用資産	(旧) 附則 第15条 第32項	1/3 課税標準額	5年度分 固定資産税・都市計画税 (土地・家屋・償却資産)	平成29年4月1日から令和6年 3月31日までの間に政府の補助 を受けた施設。	家屋係・ 償却 資産 係
家庭的保育事業用資産	第349条の3 第27項	1/3 課税標準額	期限の定めなし 固定資産税・都市計画税 (家屋・償却資産)	なし	
居宅訪問型保育事業用資産	第349条の3 第28項	1/3 課税標準額	期限の定めなし 固定資産税・都市計画税 (家屋・償却資産)	なし	
事業所内保育事業用資産	第349条の3 第29項	1/3 課税標準額	期限の定めなし 固定資産税・都市計画税 (家屋・償却資産)	なし	
先端設備	(旧) 附則 第64条	0 課税標準額	3年度分 固定資産税 (家屋・償却資産)	令和3年4月1日から令和5年 3月31日までの間に取得された もの。	
市民緑地	附則 第15条 第32項	2/3 課税標準額	3年度分 固定資産税・都市計画税 (土地)	平成29年6月15日から令和7年 3月31日までの間に都市緑地法 に規定する市民緑地の用に供す る土地。	土地 係

なお、対象期間等については法令改正により変更となることもあります。  
 償却資産については都市計画税は課税されません。  
 対象資産の特例適用前の価格（評価額）に特例率を乗じて課税標準額とします。

特例対象資産	根拠規定 (地方税法)	本市市税条例にて定める 特例率	適用期間・適用対象	備考	問合せ先
サービス付き高齢者向け住宅	附則 第15条の8 第2項	2/3 税額	5年度分 固定資産税(家屋) 都市計画税は対象外	平成27年4月1日から令和7年 3月31日までの間に取得された もの。	家屋 係

固定資産税（家屋）の税額を2/3減額します。